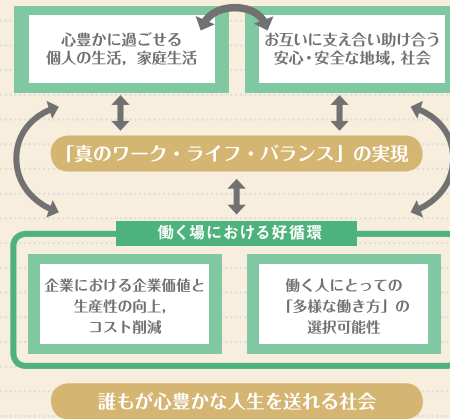




▶京都市からのお知らせ

「真のワーク・ライフ・バランス」を実現できる社会を目指しませんか？

「真のワーク・ライフ・バランス」
が実現した社会（イメージ図）



京都市では、ワーク・ライフ・バランスの考えをさらに一歩推し進めた「真のワーク・ライフ・バランス」を提唱しています。その特徴は、これまでの「ワークとライフの時間配分」だけではなく、私たちを取り巻く様々な「つながり」に着目し、「地域・社会への参加・貢献」に重点を置いていることです。

「真のワーク・ライフ・バランス」が実現すると…

働く場、家庭、地域で好循環が起こり、その相乗効果によって社会全体が活性化します。

個人	企業・組織	社会全体
人生の段階に応じて様々な活動を自ら希望するバランスで展開	企業価値の向上、生産性の向上	社会の活力向上

これからは…
ひとりひとりが職業人として、家庭人として、あるいは社会の構成員として、様々な「つながり」を大切に、それぞれに求められる役割や責任を担い、個々の培ったスキルをいかしながら地域人として地域活性化につなげていきましょう！

京都Style 「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB

京都市では、「真のワーク・ライフ・バランス」に関するウェブ版コーディネート窓口として、相談コーナーや情報掲示板などの機能を有するポータルサイト（情報検索の入口となるウェブサイト）を開設しています。

企業等や市民の皆様「真のワーク・ライフ・バランス」の実践事例の発掘・発信や、関連情報の提供も行っておりますので、是非御覧ください。
【URL】 <http://www.kyotostyle-wlb.jp/>



【主な内容】

①「真のワーク・ライフ・バランス」コーディネート窓口

- 「お悩み相談窓口」＜企業・団体及び市民向け＞
閲覧者からの相談を受け付け、専門アドバイザーや関係機関等による助言や、内容に応じた適切な窓口案内を行います。
- 「Q & A」＜企業・団体及び市民向け＞
よくあると思われる相談内容等を掲載しています。
- 「つながる『真のワーク・ライフ・バランス』掲示板」＜市民向け＞
Facebook を活用した、NPOやサークル等、地域や社会とつながる活動を行っている市民の情報交換の場です。

② 実践例の紹介・発信

京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰を受賞した企業や、実践エピソード表彰を受賞した市民・団体の実践事例等を紹介しています。

③「あの人に聞く『真のワーク・ライフ・バランス』」
著名人の「真のワーク・ライフ・バランス」の事例を掲載しています。

④「週末どこへ？」
子育てや介護にたずさわる市民が余暇・生活を楽しむためのイベント情報等を発信しています。

<発行>

京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
TEL : 075-222-3091 FAX : 075-222-3223
<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/18-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

<企画・編集>

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会
〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角上る御射山町 262 番地
TEL : 075-212-7490 FAX : 075-212-7460
<http://www.wings-kyoto.jp>

この印刷物は、不要になりましたら「誰がみ」としてリサイクルできます。
コミュニティ回収や古紙回収等にお出ください。

平成 28 年 3 月京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課発行
京都市印刷物 第 273226 号

男女共同参画通信

March.2016
©Kyoto City

Vol. 42

11.3%



女性の活躍を推進するポジティブアクション

管理的職業従事者に占める女性割合
平成27年版男女共同参画白書（内閣府）

11.3%

女性の活躍を推進する

ポジティブ・アクション

政府が目指す、一億総活躍社会の実現。このような社会を実現するためには、女性が働きやすい環境を整備していくことが重要です。例えば、第二子の出産を機に働く女性の約6割が離職していることや、就業を希望しながらも働いていない女性が300万人を上回っていることなど、

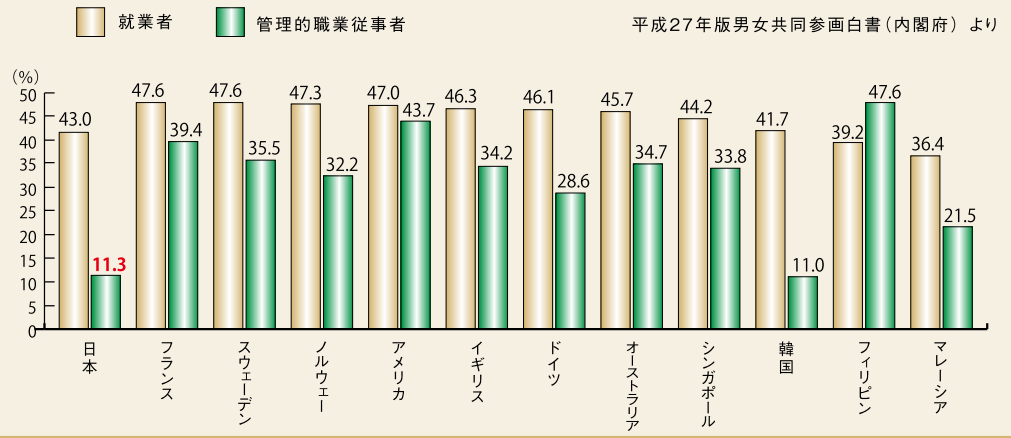
日本では「女性が働く」という場面において、その個性と能力が十分に発揮できているとは言えない状況があります。また、国においては、第4次男女共同参画基本計画の中で「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を掲げていますが、各分野における「指導的地位」等に占める女性の割合は依然として低い状況です。

政府が目指す、一億総活躍社会の実現。このような社会を実現するためには、女性が働きやすい環境を整備していきることが重要です。例えば、第二子の出産を機に働く女性の約6割が離職していることや、就業を希望しながらも働いていない女性が300万人を上回っていることなど、日本では「女性が働く」という場面において、その個性と能力が十分に発揮できているとは言えない状況があります。また、国においては、第4次男女共同参画基本計画の中で「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を掲げていますが、各分野における「指導的地位」等に占める女性の割合は依然として低い状況です。

政府が目指す、一億総活躍社会の実現。このような社会を実現するためには、女性が働きやすい環境を整備していきることが重要です。例えば、第二子の出産を機に働く女性の約6割が離職していることや、就業を希望しながらも働いていない女性が300万人を上回っていることなど、日本では「女性が働く」という場面において、その個性と能力が十分に発揮できているとは言えない状況があります。また、国においては、第4次男女共同参画基本計画の中で「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を掲げていますが、各分野における「指導的地位」等に占める女性の割合は依然として低い状況です。

政府が目指す、一億総活躍社会の実現。このような社会を実現するためには、女性が働きやすい環境を整備していきることが重要です。例えば、第二子の出産を機に働く女性の約6割が離職していることや、就業を希望しながらも働いていない女性が300万人を上回っていることなど、日本では「女性が働く」という場面において、その個性と能力が十分に発揮できているとは言えない状況があります。また、国においては、第4次男女共同参画基本計画の中で「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を掲げていますが、各分野における「指導的地位」等に占める女性の割合は依然として低い状況です。

《就業者及び管理的職業従事者に占める女性割合》



提供すること」と定められています。

平成27年8月には、ポジティブ・アクションの追い風ともいえる法律、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。この法律は、職業生活において女性が個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会を実現するために、

国、地方公共団体、民間事業主の各主体の責務などを定めたもので、労働者が301人以上の大企業は、雇用する女性の活躍に関する状況把握と課題分析、その結果を踏まえた行動計画の策定が義務付けられており、労働者が300人以下の事業所では、同様の取組が努力義務とされています。

また、平成27年11月には、男女雇用機会均等法に基づく、労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する指針が改定され、事業主が女性管理職の中途採用を行いやす

くなる社会を築いていきたいですね。

11.3%

管理的職業従事者に占める女性割合

平成27年版男女共同参画白書(内閣府)

